

## 後援等の申請について

高崎財団では、「文化及びスポーツ活動の振興」に関する行事に対して、共催・後援・協賛を行います。申請は、財団総務課（財団の所管する施設での催し物の場合、その施設の窓口）に申請書を提出してください。

### 1. 後援等の対象

文化及びスポーツ活動の振興に関する講演会、研究会及び大会、その他の催しものであること。行事の目的・内容などが文化及びスポーツ活動の普及に貢献するもの。

### 2. 行事の範囲等

高崎市内の特定地域、特定人に限定されることなく、市民の誰もが参加・鑑賞できるものであること。行事の内容が後援等するにふさわしいこと。

行事の実施について、責任を持つことができる団体の行事であり、参加者の安全対策が図られていること。

### 3. 提出書類

#### ・後援等申請書（正副2通）

初めて申請される行事の担当の方は、申請書をその行事の開催される施設の窓口まで、直接持参ください。その際、行事の内容等についてお伺いします。

（提出は行事開催日30日前までをお願いします。また、行事開催施設が財団の運営する施設でない場合は、財団総務部総務課までお問い合わせください。）

#### ・事業計画書（1通）

その行事の趣旨（目的・内容）、日時・規模・会場・参加対象者・行事形態・安全対策など行事の様子が分るもの。

#### ・行事を実施する団体等の規約・会則（1通）

これがない場合は、団体・組織を紹介する文書。その他、その行事を説明する資料。例えば、前年度の資料など。

後援等の承認・不承認は、郵送でお知らせします。

### 4. 報告書

行事終了後、30日以内に「事業実施報告書」を提出してください。

お問い合わせ先 〒370-0065 群馬県高崎市末広町23番地1

公益財団法人高崎財団

担当：総務部総務課 TEL 027-310-6677 Fax 027-325-0937